

公 告

公告第 6 5 号
令和6年7月5日

分任契約担当官
陸上自衛隊宇都宮駐屯地
第 3 3 4 会計隊長 松本 真一

- 1 品名等
- | G p | 品 名 | 規 格 | 単位 | 予定数量 | 納 期 |
|-----|-------------|------------|----|------|---------------|
| A | 冷凍白玉 ほか301件 | 品目等内訳書のとおり | | | 6.7.31～6.8.30 |
| B | 味噌ラーメン ほか1件 | 品目等内訳書のとおり | | | 6.8.1 |
- 2 入札参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条、第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度全省庁統一資格「物品の販売」の「A・B・C・D」に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
 - (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の
 - (5) 物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 3 契約条項を示す場所
- (1) 陸上自衛隊宇都宮駐屯地 第 3 3 4 会計隊事務室
 - (2) 東部方面会計隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)
- 4 見本提出日時
- (1) 入札実施日時 令和6年7月17日(水)10時00分
 - (2) 提出場所 宇都宮駐屯地 糧食班
- 5 入札日時及び場所
- (1) 入札実施日時 令和6年7月19日(金)10時00分
 - (2) 入札場所 宇都宮駐屯地 糧食班 幹部食堂
- 6 条 件
- (1) 入札保証金： 免 除
 - (2) 契約保証金： 免 除
 - (3) 違約金
落札者が契約を結ばない場合は、入札金額に消費税額及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）の 1 0 0 分の 5 以上、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を違約金として徴収します。
 - (4) 遅延賠償 遅延部分 1 日につき 1 0 0 0 分の 1 以上
 - (5) 納入場所 宇都宮駐屯地
- 7 入札の無効
- (1) 入札に関する条件に違反して入札した場合
 - (2) 入札金額が明瞭でない場合
 - (3) 入札者が誰であるか識別し難い場合
 - (4) 電話、電報及び F A X による入札
 - (5) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書等を無効とする。
- 8 落札決定方法
- (1) 単価（グループ別）とし、予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とします。なお、最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
 - (2) 本入札の結果発表については、税抜き価格で行います。よって入札は税抜き金額でお願い致します。細部は第 1 0 項第 6 号を参照下さい。

- 9 契約書等の作成
- (1) 落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を「駐屯地用標準契約書」の様式により遅延なく作成し提出してください。
契約金額が50万円以上の場合は請書、契約金額が150万円を超える場合は契約書を作成してください。
 - (2) 適用する条項
ア 糧食品売買契約条項
イ 談合等の不正行為に関する特約条項
ウ 暴力団排除に関する特約条項
エ 単価契約に関する特約条項
- 10 その他
- (1) 契約成立の時期
契約書を作成する場合は、契約書に双方が押印したとき、その他の場合は落札決定のときとします。
 - (2) 資格審査結果通知書(写)を提出していない方は、入札前に提出してください。
 - (3) 入札書の様式を直接受領希望の方は、会計隊契約班にて受領を御願います。尚、郵送を希望される場合は下記連絡先まで一報下さい。
 - (4) 郵便入札は可とします。
郵便による入札は、令和6年7月18日(木)17時00分までに、下記宛先まで必着とします。
封書には、「**会社名、入札日時、件名及び入札書在中**」と**朱書きで明記**し、郵送してください。
事前に郵送による入札を行う旨の連絡をFAX又は電話でお願いします。発送者の責により到着を確認してください。
(入札日以前に入札書を直接出す場合も同様とします。)
 - (5) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、別示します。
 - (6) 消費税
入札書に記載された金額に8%に相当する額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を記載してください。
 - (7) 入札及び契約心得は第334会計隊契約班に備え付けてあります。
 - (8) 同等品で入札を行う場合は、規格欄に示す規格または仕様書以上の規格・商品とし、「同等品申請書」を各要求部隊担当者に提出して承認を得ること。(提出期限：令和6年7月17日(水)10時00分)
また、承認を得た「同等品申請書」のコピーを入札開始までに下記の契約班担当者へ提出してください。
 - (9) 入札にご参加いただける場合、入札品目の予定価格を記した**市場価格調査書**の提出をお願いいたします。
(**提出期限：令和6年7月11日(木)15時00分**)
- 11 入札及び契約条項に関する問い合わせ先
〒321-0145
栃木県宇都宮市茂原1丁目5番45号
陸上自衛隊宇都宮駐屯地
第334会計隊 契約班 担当：富永
(連絡先 028-653-1551 内線351)
(FAX 028-653-1556)
- 12 仕様書に関する問い合わせ先
宇都宮駐屯地業務隊糧食班 担当：高橋(内線657)

			仕 様 書 番 号		26	
仕 様 書						
品 名		単 位	作 成 年 月 日		作 成 者	
おにぎりペアー		個	令和6年7月5日		宇都宮駐屯地業務隊 糧食班長 2等陸尉 高 橋 伸 嘉	
1 内 容 基 準 総 量		200 g 以上				
2 内 訳		品 名		個 数	重 量 (g 以 上)	
		おにぎり(具2種) ※種類については、その都度示す。		2	(1個あたり) 100	(合計) 200
3 備 考		1 納入品の衛生管理には十分留意し、納入業者の責任における衛生事故については損害賠償の責に任ずる。 2 納入品は食品衛生上良質なパック等を使用しなければならない。 3 納入時に消費期限3時間以上あるもの。 消費期限年月日時刻を個々に明記するものとする。 4 消費期限は08:00以降であるよう調理作成のこと。 5 内容量は、料理の出来上がり重量とする。 6 検体として3個提出する。 7 おにぎり2個(具2種)をもっておにぎりペアー1個とする。				

			仕 様 書 番 号	27
仕 様 書				
品 名	単 位	作 成 年 月 日	作 成 者	
幕の内弁当	個	令和6年7月5日	宇都宮駐屯地業務隊 糧食班長 2等陸尉 高 橋 伸 嘉	
1 内 容 基 準 総 量	500 g 以上			
2 内 訳	品 名	個 数	重 量 (g 以 上)	
			(1個あたり)	(合計)
	ご飯(梅干し付き)			285
	鶏の唐揚げ	1	30	30
	えびフライ	1	30	30
	鯖または鮭の塩焼き	1	40	40
	ゆで玉子または玉子焼き	1	20	20
	肉と野菜煮(具材3種以上)			40
	きんぴらまたはひじきの煮物			20
	スパゲティーソテー			25
さくら漬け			10	
パックソース	1			
3 備 考	1 納入品の衛生管理には十分留意し、納入業者の責任における衛生事故については損害賠償の責に任ずる。 2 納入品は、食品衛生上良質なパックを使用しなければならない。 3 各折には、各々包装した割り箸を付けるものとする。 4 納入時に4時間以内の製造でかつ消費期限3時間程度あるもの。消費期限年月日時刻を個々に明記するものとする。 5 消費期限は昼食用は13:30、夕食用は18:30以降であるよう調理作成のこと。 6 内容量は、料理の出来上がり重量とする。 7 検体として3個提出する。 8 配布の便宜上、主食・おかず等は1つの折りに入れるものとする。 9 上記の内容を基準とするも、彩り等の内容は納入業者が配慮するものとする。			

			仕 様 書 番 号		28	
仕 様 書						
品 名		単 位	作 成 年 月 日		作 成 者	
釜めし風弁当		個	令和6年7月5日		宇都宮駐屯地業務隊 糧食班長 2等陸尉 高 橋 伸 嘉	
1 内 容 基 準 総 量		500 g 以上				
2 内 訳		品 名		個 数	重 量 (g 以 上)	
					(1個あたり)	(合計)
		炊き込みご飯				320
		帆立照り煮		1	20	20
		鶏の照り焼き		2～3	30	80
		厚焼玉子		1	20	20
		野菜煮付け(筍・人参・椎茸等)				50
		佃煮(昆布または小魚)				5
		漬物				5
3 備 考		1 納入品の衛生管理には十分留意し、納入業者の責任における衛生事故については損害賠償の責に任ずる。 2 納入品は、食品衛生上良質なパックを使用しなければならない。 3 各折には、各々包装した割り箸を付けるものとする。 4 納入時に4時間以内の製造でかつ消費期限3時間程度あるもの。消費期限年月日時刻を個々に明記するものとする。 5 消費期限は昼食用は13:30、夕食用は18:30以降であるよう調理作成のこと。 6 内容量は、料理の出来上がり重量とする。 7 検体として3個提出する。 8 配布の便宜上、主食・おかず等は1つの折りに入れるものとする。 9 上記の内容を基準とするも、彩り等の内容は納入業者が配慮するものとする。				

仕様書番号	糧 29
作成年月日	令和6年7月5日
作成責任者	陸上自衛隊宇都宮駐屯地 2等陸尉 高橋 伸嘉

仕 様 書

品 名：内 地 米

1 総 則

この仕様書は、宇都宮駐屯地業務隊補給科糧食班（以下「官側」という。）の調達する精米について規定する。

2 規 格

- a) 令和5年度・米・栃木県または茨城県産・1等・とちぎの星、コシヒカリ、あさひの夢であること。
- b) 1等単一米100%とし、自主流通米であること。
- c) とう精率91%に精米されたもの
- d) 納品時荷姿は、正味重量30kg／袋とする。

3 とう精作業

- a) とう精作業は、官側の立会可能な当駐屯地から2時間以内で移動できる場所において実施するものとする。
- b) 官側がとう精作業の立会を求めた場合は、納入の前日（基準）にとう精を行う。
- c) 官側が実施する見本選定に合格した米より劣るもの、或いはとう精作業に立会したときの米と異なるものを納品してはならない。
- d) とう精作業を行う際は、納入する玄米の袋に記載された「農産物検査法」に基づく表示（産地、品種、生産年）について全数確認を行うこと。
- e) 精米表示の根拠及び表示内容
別紙第1のとおり。
- f) 官側がとう精作業に立会した場合、官側はその終了後にすべての精米の現物確認を実施し封印を行う。

4 保管要領

納入する玄米及び精米は、適正な温・湿度管理及び保清が維持できる場

所において保管するものとする。

5 納品書への添付書類等

5.1 品質証明書

玄米をいつ・どこから調達したものを証明するもので「産地」、「年産」、「銘柄」、「引取期限」を明記したもの。精米測定機による測定結果のデータを提出(見本審査時と同じ)するものとする。(写しは不可とする。)

5.2 玄米仕入伝票の写し

集荷業者等の仕入先が発行するもので、「産地」、「年産」、「銘柄」、「荷姿、1袋あたりの数量、総数」、「送り先(契約する精米納入業者名)」、「送り主(受託者の仕入れ元)業者名」を明記したもの。

5.3 とう精台帳の写し

とう精台帳の内、当駐屯地に納入された玄米の精米状況が確認できる部分

5.4 J A S 法に基づく名称等の表示

別紙第2のとおり。

なお、「名称」、「原料精米(産地、品種、産年及び使用割合)」、「内容量」、「精米年月日」、「販売者(氏名又は名称、住所及び電話番号)」を記入すること。

6 精米の品質基準

- a) 土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入されていないこと。
- b) 完全粒及び品質評価値は、次の表のとおりとする。
- c) 水分は、次の表のとおりとする。
- d) 粉状質粒(粒質が粉状または、半粉状の粒をいう。)は次の表のとおりとする。
- e) 被害粒(汚染し、又は、損傷を受けた粒をいい、着色粒を含み砕粒を除く。)は次の表のとおりとする。
- f) 着色粒(粒面の全部または、一部が着色した粒をいい、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。)は、次の表のとおりとする。
- g) 砕粒(完全粒の3分の2から4分の1までの大きさの粒をいい、具体的には針金番線25番線ふるい目の開き1.7mmのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさの粒をいう。)は、次の表のと

おりとする。

- h) 異種穀粒（うるち精米以外の穀粒をいい，消費者の食用に供するため混入した穀粒を除く。）及び異物（穀粒以外のもの及び完全粒の4分の1未満の大きさの粒を言う。）は次の表のとおりとする。

品 質 基 準 表 （1,000粒あたりの値）

No.	測定項目	測定結果数値
1	完全粒	92.0%以上
2	品質評価値	10月～4月：69以上，5～7月：67以上， 8・9月：65以上
3	水分	13.5%～15.5%
4	粉状質粒	4.5%以下
5	被害粒	0.1%以下
6	着色粒	0.1%以下
7	砕粒	3.5%以下
8	異種穀粒及び異物	0.1%以下

7 受領検査

- a) 受託者は納品時，官側が行う受領検査により，合否の判定を受ける。
- b) 官側が行う受領検査において，規格，とう精作業，納品書への添付書類及び精米の品質基準において示された基準に満たない事項或いは不備が認められた場合は不合格とする。

8 その他

- a) 受託者は，納品の運搬を他社（運送会社等）に委託する場合においても，これに立会するものとする。
- b) 受託者は，契約担当官又は受領検査官が特別検査（DNA検査等を含む。）が必要と認めた場合，速やかにこれを行うものとする。
- c) 受託者は，精米の納品時，官側が行う受領検査（官側の抽出による精米（3合程度）の炊飯及びその試食を含む。）に合格したならば，官側の示す場所（倉庫内）に搬入するものとする。
- d) 受託者は，納品の際に前述の受領検査時における炊飯のために必要な量の精米を別途提出する。（前述の炊飯検査の補填分とする。）
- e) 本仕様書記載内容について疑義がある場合，契約担当官と協議し，その指示に従うものとする。

玄米の表示の根拠及び表示内容

根 拠	農 産 物 検 査 法 第 3 条
表 示 内 容 の 一 例	自主流通米に表示 計 検査実施機関名は日付印の上欄記載 令和〇〇年産 水稻うるち玄米 銘 柄 栃木県産 とちぎの星 等 級 日付印 正味重量規格 3 0 k g 皆掛重量 3 0 . 5 k g 検印を確認すること。 品 種 名 とちぎの星 検査請求者 〇 〇 〇 〇 住 所 〇〇県〇〇市◇◇町〇－〇－〇 代 理 人 〇〇農業共同組合 住 所 〇〇県〇〇市◇◇町〇－〇－☆ 生 産 地 〇〇県〇〇市◇◇町〇－☆－☆

J A S 法に基づく精米の表示

根拠	J A S 法（農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律）に基づく玄米及び精米品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省告示 5 1 4 号）																													
表示内容の一例	（単一銘柄米） 例 <table><tr><td>名 称</td><td colspan="4">精 米</td></tr><tr><td rowspan="2">原料精米</td><td>産 地</td><td>品 種</td><td>産 年</td><td>使用割合</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>とちぎの星</td><td>〇〇年産</td><td>1 0 0 %</td></tr><tr><td>内 容 量</td><td colspan="4">〇〇 K g</td></tr><tr><td>精米年月日</td><td colspan="4">令和〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr><tr><td>販 売 者</td><td colspan="4">〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町〇－〇－〇 T E L 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇</td></tr></table> 備考： 精米年月日が 2 日以上にわたるものは、もっとも古い日付を記載する。	名 称	精 米				原料精米	産 地	品 種	産 年	使用割合	栃木県	とちぎの星	〇〇年産	1 0 0 %	内 容 量	〇〇 K g				精米年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				販 売 者	〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町〇－〇－〇 T E L 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇			
名 称	精 米																													
原料精米	産 地	品 種	産 年	使用割合																										
	栃木県	とちぎの星	〇〇年産	1 0 0 %																										
内 容 量	〇〇 K g																													
精米年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日																													
販 売 者	〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町〇－〇－〇 T E L 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇																													

仕様書番号	糧 30
作成年月日	令和6年7月5日
作成部隊名	宇都宮駐屯地業務隊補給科
作成者	2等陸尉 高橋 伸嘉

オレンジFKA・野菜と果実ジュース・ウーロン茶に関する仕様書

- 1 総 則
この仕様書は、標記物品の納入について定める。
- 2 付加事項
 - (1) 専用器材(ドリンクサーバー) の貸し出し
 - (2) 器材のメンテナンス
- 3 器 材
器材の備え付けは、業者負担とする。
- 4 その他
疑義がある場合は、官側と調整するものとする。